

杉並区保育の実施に関する条例

昭和62年3月18日
条例第7号

改正 平成10年3月25日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づく保育の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて、日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 区長が認める前各号に類する状態にあること。

(申込手続等)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、区長が別にこれを定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日条例第5号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

保育所入所要件基準表（指数）

No.	類	型	項目		指数	実施期間				
1	居宅外就労	外勤	月20日以上	8時間以上の就労常態	20	就学前までの保育に欠ける期間				
				7時間以上8時間未満の就労常態	18					
				6時間以上7時間未満の就労常態	16					
				4時間以上6時間未満の就労常態	14					
			月16～19日	8時間以上の就労常態	18					
				7時間以上8時間未満の就労常態	16					
				6時間以上7時間未満の就労常態	14					
				4時間以上6時間未満の就労常態	12					
			月12～15日	8時間以上の就労常態	16					
				7時間以上8時間未満の就労常態	14					
				6時間以上7時間未満の就労常態	12					
				4時間以上6時間未満の就労常態	10					
			2	居宅内就労	自営業		中心者	8時間以上の就労常態	20	就学前までの保育に欠ける期間
								7時間以上8時間未満の就労常態	18	
								6時間以上7時間未満の就労常態	16	
								4時間以上6時間未満の就労常態	14	
協力者	8時間以上の就労常態	18								
	7時間以上8時間未満の就労常態	16								
	6時間以上7時間未満の就労常態	14								
	4時間以上6時間未満の就労常態	12								
内職	週3日以上	8時間以上の就労常態			14					
		7時間以上8時間未満の就労常態			12					
		6時間以上7時間未満の就労常態			10					
		4時間以上6時間未満の就労常態			8					
3	不存在	死亡・離婚等			20					
4	出産	出産予定月前後2箇月			8	5箇月以内				
		疾病			長期入院（1箇月以上）		20	必要な期間		
	常時臥床・感染性疾患				20					
	精神性疾患		精神障害者保健福祉手帳1・2級程度		20					
			上記以外の程度		16					
	長期安静（1箇月以上）を要する、または週3日以上通院・加療をしている状態		12							
	上記以外の一般療養		8							
	心身障害	身体障害者手帳1・2級 愛の手帳1～4度 精神障害者保健福祉手帳1・2級		20						
		身体障害者手帳3級 精神障害者保健福祉手帳3級		16						
		身体障害者手帳4級		12						

No.	類	型	項目	指数	実施期間	
5	介護・看護		日中1人で次の者を在宅介護 ・要介護4・5の高齢者 ・身体障害者手帳1・2級 ・愛の手帳1・2度	20	必要な期間	
			日中1人で次の者を在宅介護 ・要介護3の高齢者 ・身体障害者手帳3級 ・愛の手帳3・4度	16		
			病院等付添い(週4日以上)	16		
			上記以外で、在宅介護・看護が必要と認められる状態	12		
6	災害		火災等による家屋損傷、その他災害復旧のため、保育が困難な状況	20	必要な期間	
7	就労内定		月20日 以上	8時間以上の就労常態	14	就学前までの保育に欠ける期間
				7時間以上8時間未満の就労常態	13	
				6時間以上7時間未満の就労常態	12	
				4時間以上6時間未満の就労常態	11	
			月16～ 19日	8時間以上の就労常態	13	
				7時間以上8時間未満の就労常態	12	
				6時間以上7時間未満の就労常態	11	
				4時間以上6時間未満の就労常態	10	
			月12～ 15日	8時間以上の就労常態	12	
				7時間以上8時間未満の就労常態	11	
				6時間以上7時間未満の就労常態	10	
				4時間以上6時間未満の就労常態	9	
	求職中			早急に就労しなければならない状況で常時求職活動中	7	2箇月以内
				その他	1	
8	特例・その他	就学	職業訓練校	18	就学前までの保育に欠ける期間	
			就労を目的とした専門学校就学	15		
			大学・大学院	12		
			その他就労を目的とした就学	8		
	夜間就労	週3日 以上		午後9時以降、7時間以上就労	16	
				午後9時以降、4時間以上就労	12	
	不定期就労	週3日 以上		週40時間以上の就労常態	20	
				週35時間以上40時間未満の就労常態	17	
				週20時間以上35時間未満の就労常態	14	
				週12時間以上20時間未満の就労常態	11	
その他			上記以外で特に区長が必要と認めた状態	20	必要な期間	
			上記以外で保育が困難と認められる状態	1		

調整指数

No.	条件		指数	備考
1	生活保護世帯	入所要件が就労又は就労内定の場合	2	※入所申込み及び区外の保育所からの転園申込み時のみ適用する
2	ひとり親世帯	65歳未満の同居人がいない場合	3	
3		上記に準ずる場合（離婚調停中・行方不明・配偶者の虐待による逃避）	2	
4		65歳未満の同居人がいない場合で、就労内定の証明（月20日以上）が提出されている場合	6	
5		65歳未満の同居人がいない場合で、就労内定の証明（月16～19日）が提出されている場合	4	
6	障害者	保護者が身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級の一つに該当し、入所要件が就労・就学の場合	1	
7	兄弟姉妹等	未就学児が3人以上いる世帯の場合（入所希望月現在）	1	
8		双子以上が同時に同じ保育所を申し込む場合	1	
9		兄弟姉妹が在園中（入所希望月現在）の保育所を第1希望で入所希望する場合	1	※第1希望の保育所のみ適用する
10		兄弟姉妹が在園中（転園希望月現在）の保育所に転園を希望する場合	1	
11	卒園	年齢上限がある保育所を卒園し、別の保育所に入所する場合（卒園に引き続く入所時のみ）	4	※希望保育所（区外の保育所を除く）を3箇所以上希望している場合に適用する
12	認可外保育等	入所要件を理由として、区保育室・認証保育所・認可外保育施設・家庭福祉員・ベビーシッター（親族以外の個人含む）・認定こども園・幼稚園・区立子供園に1日4時間以上かつ1箇月12日以上、有償かつ月ぎめで申込み児童を預けている状態で、選考会議開催月の初日現在で2箇月以上の実績が確認できる場合	1	※求職中及び育児休業中は除く ※平成24年10月1日以降に区民となった場合は、転入日が月の初日であるときは当月から、月の途中であるときは翌月から実績を起算する
13		上記実績が6箇月以上の場合	2	※保育所の入所の内定を辞退した場合は、内定を辞退した児童について当該保育所の入所予定日の属する月の翌月から実績を起算する
14		上記実績が1年以上の場合	3	
15		上記実績が1年6箇月以上の場合	4	
16	再入所	育児休業取得により退所した児童が育児休業明けに再入所を申し込む場合（退所月から入所月まで1年以上経過している場合のみ）	10	※再入所申込み児童の弟妹にも適用する

No.	条件	指数	備考
17	児童福祉等の観点から特に調整が必要な場合	4	
18	申込み児童を保育しながら就労している場合	- 2	
19	無就労で65歳未満（年齢起算日は選考会議開催月の初日現在）の同居又は同一敷地内の建物（集合住宅含む）に居住の祖父母がいて、保育にあたれない要件が確認できない場合	- 2	
20	同一世帯に保育所の入所申込みをしていない未就学児がいる場合	- 2	※介護を要する児童等特別な事情がある場合を除く
21	提出書類で、1箇月以上の就労実績が確認できない場合	- 2	
22	就労状況（日数・時間等）に対して就労（収入）実績に整合性がない場合	- 2 ～ - 4	※状況に応じて段階的に減算する
23	親族が経営している事業に就労し、配偶者控除又は扶養控除の対象者になっている場合	- 2	
24	過去に入所選考時の入所要件（家庭・就労状況等）と入所後の状況が異なっていることが判明した場合、又は在園期間中に違反行為が判明した場合	- 5	※届出義務違反や書類未提出を含む
25	正当な理由がなく、納付期限経過分の保育料を滞納している場合（卒園児に係る保育料を滞納している場合を含む）	- 5	
26	区外在住（転入予定者で転入先住所が確認できる書類がない者も含む）で区内在勤・在学者	- 5	

※1 調整指数の加減算は、基準指数に対して行う

2 調整指数は、保護者からの申込みに基づき、書類等で事実が確認できる場合に適用する。

3 No. 6 及び21～23及び26については保護者個人、その他の項目は世帯で判定する。

4 No. 1～6、10と11、12～15、22と23は、それぞれ重複適用しない。（重複該当する場合は高位の指数を適用する。）

5 No. 1～17は、原則として申込み日現在、保護者と対象児童が杉並区に住民登録し居住している区民を対象とする。

同一指数の場合の優先順位

◆入所指数（基準指数と調整指数の世帯合計）が同一の場合、次の順位による。

1	申込み日現在、杉並区に住民登録し現に居住している世帯
2	年齢上限がある区内認可保育所を卒園し、引き続き別の保育所に入所を希望する児童
3	障害児認定を受けている児童（障害児指定園を除く） ※入所を希望する保育所が障害児の受入が可能な場合に適用
4	基準指数の高い児童
5	入所申込み児童及び兄弟姉妹が在園する保育所への転園申込み児童
6	調整指数No.24又はNo.25に該当しない児童
7	過去に入所の内定を辞退していない児童 ※平成25年4月入所の辞退から適用
8	入所対象月の前年の1月1日以前から杉並区に引き続き住民登録し現に居住している世帯 ※平成25年10月1日前に杉並区に引き続き住民登録し現に居住している世帯については、上記の要件を満たすものとする。
9	入所を希望する保育所の希望順位が高い児童 ※4月入所及び新規開所施設の選考時に適用
10	入所要件を有する期間（月数）が長い児童 ※育児休業取得の場合は、育児休業終了日の属する月の翌月から算定
11	経済的困窮度の高い世帯（保育料の階層区分がA・B階層に相当する世帯） ※必要な税資料が提出された場合に適用
12	保育に協力可能な区内又は隣接区市在住の65歳未満の祖父母がいない児童 ※資料等で要件が確認できた場合に適用
13	誕生月が12月～3月の入所申込み児童 ※4月入所の1歳児の児童に適用
14	兄弟姉妹が同時に入所申込みをしている児童
15	養育している児童（小学生以下）の人数が多い世帯
16	杉並区に住民登録し引き続き居住している期間（日数）が長い世帯 ※保護者のいずれか長い期間を適用